

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 1 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（多久市表彰規則の一部改正）

第 1 条 多久市表彰規則（平成 1 3 年多久市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（多久市職員給与支給規則の一部改正）

第 2 条 多久市職員給与支給規則（昭和 4 1 年多久市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（多久市自動車臨時運行許可規則の一部改正）

第 3 条 多久市自動車臨時運行許可規則（昭和 3 3 年多久市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条（見出しを含む。）中「き損」を「毀損」に改める。

別記様式（裏面）注意事項 1 及び 2 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（多久市職員給与支給規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき刑に処せられなかった者は、第 2 条の規定による改正後の多久市職員給与支給規則の一部を改正する規則別記様式（教示）の適用については、拘禁刑が定められている罪につき刑に処せられなかった者とみなす。